

国土強靱化に向けた取組みについて

平成26年6月

内閣官房国土強靱化推進室

I 背景と経緯概観

II 国土強靱化の基本的考え方

III 国土強靱化基本法と法律に基づく実施状況

IV 国土強靱化基本計画等

V 今後の展開

阪神・淡路大震災 被害概要

○被害の特徴

- 1.大都市を直撃した大規模地震のため、電気、水道、ガスなど被害が広範囲となるとともに、鉄道等の交通インフラが損壊し、生活必需基盤（ライフライン）に壊滅的な打撃を与えた。
- 2.古い木造住宅の密集した地域において、地震による大規模な倒壊、火災が発生し、特に、神戸市兵庫区、長田区などでは大火災が多発した。
- 3.神戸・阪神地域という人口密集地で発生したため、多数の住民が避難所での生活を余儀なくされた。



○被害状況データ

最大震度	7(神戸市等)
死者・行方不明者	6,437人
負傷者	43,792人
被害額(概算)	約9兆6千億円
家屋被害 全壊	104,906棟
最大避難者数	約32万人

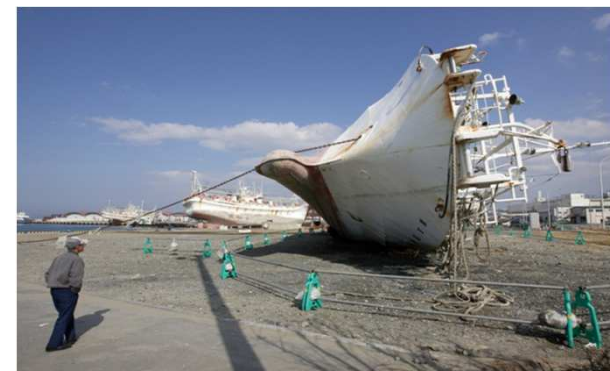
東日本大震災 被害概要

○被害の特徴

1. マグニチュード9.0という我が国の観測史上最大の地震であった。
2. 広範囲に揺れが観測され、日本各地で大きな津波が発生し、沿岸部で甚大な被害が発生、多数の地区が壊滅した。
3. 加えて、原子力発電施設の事故が重なるという、未曾有の複合的な大災害となった。

○被害状況データ

最大震度	7(宮城県栗原市)
死者・行方不明者	18,524人
負傷者	6,150人
被害額(概算)	約16兆9千億円
家屋被害 全壊	126,631棟
最大避難者数	約47万人



出典:「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置」(平成26年警察庁)、「平成25年版防災白書」(平成25年内閣府)

南海トラフ地震・首都直下地震 被害想定

南海トラフ地震（平成25年公表）

○人的被害

- ・建物倒壊による被害：
死者 約3.8万人～約5.9万人
 - ・津波による被害：
死者 約11.7万人～約22.4万人
 - ・火災による被害：
死者 約0.26万人～約2.2万人
- 等

最大 約32万3千人の死者

○被害額

○資産等の被害【被災地】（合計）	陸側ケース 169.5兆円
・民間部門	148.4兆円
・準公共部門（電気・ガス・通信、鉄道）	0.9兆円
・公共部門	20.2兆円

○経済活動への影響【全国】

- ・生産・サービス低下に起因するもの 44.7兆円
 - ・交通寸断に起因するもの
（上記とは別の独立した推計）
道路、鉄道の寸断 6.1兆円
- 等

最大 約220兆円の被害

内閣府作成「南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）」に基づき作成

首都直下地震※（平成25年公表）

※今後30年間に約70%の確率で発生するM7クラスの地震

○人的被害

- ・建物倒壊による被害：
死者 約0.4万人～約1.1万人
 - ・火災による被害：
死者 約0.05万人～約1.6万人
- 等

最大 約2万3千人の死者

○被害額

○資産等の被害【被災地】（合計）	47.4兆円
・民間部門	42.4兆円
・準公共部門（電気・ガス・通信、鉄道）	0.2兆円
・公共部門（ライフライン、公共土木施設等）	4.7兆円

○経済活動への影響【全国】

- ・生産・サービス低下に起因するもの 47.9兆円
 - ・交通寸断に起因するもの
（上記とは別の独立した推計）
道路、鉄道、港湾の機能停止 12.2兆円
- 等

最大 約95兆円の被害

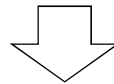
内閣府作成「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」に基づき作成

英米のナショナル・レジリエンスに向けた取り組み状況

- ・英国は、大洪水(2007)の後、
「重要インフラ・レジリエンス・プログラム」策定(2009)
- ・米国は、ハリケーン・カトリナ(2005)の後、
「国家インフラ防護計画」全面改訂(2009)

両者とも

- 幅広い「インフラ」を対象(通信、エネルギー、金融、交通、物流等)
- 分野ごとに「脆弱性評価」を実施、必要な対応(ハード・ソフト、官民)を重点化



現在、

- ・英国は中長期の「国家レジリエンス計画」策定中
- ・米国は、インフラ強靱化に向けた政府全体・官民の連携を強化するため、
「統合版インフラ防護計画」の策定開始(2013年2月12日オバマ大統領指示)
「官民連携ファンド」の提案(同日オバマ大統領一般教書演説)

ダボス会議レポート“Building National Resilience” →レジリエンスはグローバルスタンダード
☆各国間の競争が熾烈化 →災害大国だからこそ、この競争に勝つ必要。

国土強靱化推進に関する政府・与党のこれまでの動き(1/3)

(平成24年)

12月26日 国土強靱化担当大臣の設置(第2次安倍内閣組閣)

★安倍内閣の基本方針(12月26日閣議決定)

老朽化インフラ対策など事前防災のための国土強靱化の推進や、大規模な災害やテロなどへの危機管理対応にも万全を期すなど、国民の暮らしの不安を払拭し、安心社会をつくる。

(平成25年)

1月25日 内閣官房に「国土強靱化推進室」を設置

★安倍総理施政方針演説(2月28日)

様々なリスクにさらされる国民の生命と財産を、断固として守る、「強靱な国づくり」も急務です。

命を守るための「国土強靱化」が焦眉の急です。首都直下型地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。

3月5日 国土強靱化に関する有識者会議「ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会」(座長:藤井聡 内閣官房参与) 初会合

★東日本大震災二周年追悼式(3月11日)内閣総理大臣式辞
今般の教訓を踏まえ、我が国全土にわたって災害に強い強靱な国づくりを進めていくことを、ここに固くお誓いいたします。

3月19日 「国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議」(議長:国土強靱化担当大臣) 初会合

3月22日 第2回「ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会」 「防災・減災とICT」、「リスク、脆弱性評価等」について議論

4月3日 第3回「ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会」 「国土強靱化に向けた考え方」、「脆弱性評価の考え方」について議論

4月10日 第2回「国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議」 「国土強靱化に向けた考え方」、「脆弱性評価の指針」を決定

⇒ 関係府省庁、地方公共団体に脆弱性評価作業依頼(5月10日締切)

4月26日 第4回「ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会」 「重点化・優先順位付けの考え方」について議論

5月7日 経済財政諮問会議(平成25年第10回) 「国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)」について古屋大臣から説明

5月13日 第5回「ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会」 経済界からの意見聴取、「重点化・優先順位付けの考え方」について議論

5月20日 与党が「防災・減災等に資する国土強靱化基本法案」を国会に提出。

国土強靱化推進に関する政府・与党のこれまでの動き(2/3)

5月24日 第6回「ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会」 「国土強靱化推進に向けた当面の対応」について議論

5月28日 第3回「国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議」 「国土強靱化推進に向けた当面の対応」を決定

5月28日 経済財政諮問会議（平成25年第13回）
「国土強靱化推進に向けた当面の対応」について
古屋大臣から説明

★「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針）
（6月14日閣議決定）

政府横断的な国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）への取組を行う。

5月に取りまとめられた「国土強靱化推進に向けた当面の対応」で示されたハード・ソフトの連携、重点化・優先順位付けの考え方に基つき、施策を具体化し、その推進を加速する。

8月8日 第7回「ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会」 「国土強靱化推進に向けたプログラムの対応方針と重点化について」について議論

8月8日 第4回「国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議」 「国土強靱化推進に向けたプログラムの対応方針と重点化について」を決定

8月末 プログラムに係る関係府省庁の概算要求をとりまとめ

9月10日 第8回「ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会」 「施策分野別の対応方針」について議論

9月13日 第5回「国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議」 国土強靱化に係る当面の検討事項等について周知

11月20日 第23回経済財政諮問会議
ナショナル・レジリエンス等について議論

12月4日 第9回「ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会」 「国土強靱化政策大綱」「脆弱性の評価の指針」について議論

12月4日 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が成立

12月11日 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行

12月12日 第6回「国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議」 「国土強靱化政策大綱」「脆弱性の評価の指針」を連絡・確認

12月17日 第1回「国土強靱化推進本部」
「国土強靱化政策大綱」「脆弱性の評価の指針」を決定

国土強靱化推進に関する政府・与党のこれまでの動き(3/3)

(平成26年)

- 1月下旬 プログラムに係る関係府省庁の予算案をとりまとめ
- 2月12日 第10回「ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会」「国土強靱化基本計画」「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」「民間投資の促進・支援」について議論
- 3月24日 第11回「ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会」「民間投資の促進・支援」について経済界からの意見聴取
- 4月14日 第12回「ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会」「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価」「国土強靱化基本計画」「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」について議論
- 4月17日 第7回「国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議」「国土強靱化推進に関する当面の対応」を決定
- 4月25日 第2回「国土強靱化推進本部」「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の結果」をとりまとめ
- 5月14日 第13回「ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会」「国土強靱化基本計画」「国土強靱化アクションプラン2014」「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」について議論
- 5月27日 第9回経済財政諮問会議
ナショナル・レジリエンス等について議論
- 6月3日 第3回「国土強靱化推進本部」
「国土強靱化基本計画（案）」
「国土強靱化アクションプラン2014」を決定
- 6月3日 「国土強靱化基本計画」を閣議決定

ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会

趣 旨

国民の生命と財産を守り抜くため、事前防災・減災の考え方に基づき、強くてしなやかな国をつくるためのレジリエンス（強靱化）に関する総合的な施策の推進の在り方について意見を聴くことを目的として、ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

構 成

- 懇談会は、下記に掲げる者により構成し、国土強靱化担当大臣の下に開催する。
- 国土強靱化担当大臣は、構成員の中から、懇談会の座長を依頼する。
- 懇談会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

構成員

レジリエンス研究	藤井 聡	内閣官房参与、 京都大学大学院工学研究科教授
高齢社会対応	秋山 弘子	東京大学高齢社会総合研究機構特任教授
農林水産業	浅野 耕太	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
地域社会・コミュニティ	奥野 信宏	中京大学総合政策学部教授
地方行政	尾崎 正直	高知県知事
エネルギー	柏木 孝夫	東京工業大学特命教授
広報戦略	金谷 年展	東京工業大学ソリューション研究機構特任教授
リスクコミュニケーション	小林 誠	立命館大学経営学部客員教授
産業構造	佐々木真一	トヨタ自動車（株）取締役・技監
環 境	中静 透	東北大学大学院生命科学研究科教授
防 災	中林 一樹	明治大学危機管理研究センター特任教授
財政・金融	松原隆一郎	東京大学大学院総合文化研究科教授
国 土	森地 茂	政策研究大学院大学特別教授
情 報	山下 徹	（株）NTTデータ取締役相談役

開催実績

- ①H25.3.5 ○意見交換
- ②H25.3.22 ○対象とするリスクと「脆弱性」に関する考え方
- ③H25.4.3 ○ナショナル・レジリエンス（防災・減災）に向けた考え方
○脆弱性評価の指針
- ④H25.4.26 ○進捗状況報告
- ⑤H25.5.13 ○重点化・優先順位付けの方法について
- ⑥H25.5.24 ○国土強靱化（ナショナル・レジリエンス（防災・減災））に向けた当面の対応について
- ⑦H25.8.8 ○国土強靱化推進に向けたプログラムの対応方針と重点化について
- ⑧H25.9.10 ○施策分野別の対応方針について
- ⑨H25.12.4 ○国土強靱化政策大綱について
○脆弱性の評価の指針について
- ⑩H26.2.12 ○国土強靱化基本計画の策定について 他
- ⑪H26.3.24 ○民間投資の促進・支援について
- ⑫H26.4.14 ○大規模自然災害等に対する脆弱性の評価について 他
- ⑬H26.5.14 ○基本計画、アクションプラン2014、地域計画ガイドラインについて

国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議

趣 旨

国民の生命と財産を守り抜くため、事前防災・減災の考え方に基づき、強くてしなやかな国をつくるための国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）に関し、関係府省庁が情報交換・意見交換を行い、連携を図るとともに、総合的な施策を検討・推進するため、国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

開催実績

- ①H25.3.19 ○国土強靱化に係る動きについて
- ②H25.4.10 ○ナショナル・レジリエンス（防災・減災）に向けた考え方
○脆弱性評価の指針
- ③H25.5.28 ○国土強靱化（ナショナル・レジリエンス（防災・減災））に向けた当面の対応について
- ④H25.8.8 ○国土強靱化推進に向けたプログラムの対応方針と重点化について
- ⑤H25.9.13 ○国土強靱化に係る当面の検討事項等について周知
- ⑥H25.12.12 ○国土強靱化政策大綱について
○脆弱性の評価の指針について
- ⑦H26.4.17 ○大規模自然災害等に対する脆弱性の評価等について
○国土強靱化推進に関する当面の対応について

構成員

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 議長 | 国土強靱化担当大臣 |
| 議長代理 | 内閣官房副長官（事務）
（内閣官房国土強靱化推進室長） |
| | 内閣総理大臣補佐官
（内閣官房国土強靱化推進室長代理） |
| | 内閣官房内閣審議官
（内閣官房国土強靱化推進室次長） |
| 構 成 員 | 内閣府政策統括官（防災担当） |
| | 警察庁警備局長 |
| | 金融庁総務企画局審議官 |
| | 消費者庁審議官 |
| | 復興庁統括官 |
| | 総務省大臣官房総括審議官 |
| | 法務省大臣官房審議官 |
| | 外務省大臣官房長 |
| | 財務省大臣官房審議官 |
| | 文部科学省大臣官房総括審議官 |
| | 厚生労働省社会・援護局長 |
| | 農林水産省農村振興局長 |
| | 経済産業省大臣官房審議官 |
| | 国土交通省国土政策局長 |
| | 環境省大臣官房審議官 |
| | 防衛省運用企画局長 |

I 背景と経緯概観

II 国土強靱化の基本的考え方

III 国土強靱化基本法と法律に基づく実施状況

IV 国土強靱化基本計画等

V 今後の展開

国土強靱化とは何ですか？

強靱性とは何ですか？

「強くてしなやか」という意味です。例えば...

- 強靱な肉体とは、風邪やインフルエンザにかかりにくい健康な体という抵抗力と、万一かかったとしても症状が軽く早く回復できること。
- 強靱な自然環境とは、湿原が異常気象などの環境の大きな変化に対して生態系を保つ抵抗力を持ち、洪水や干ばつがあっても影響が小さく速やかに回復できること。
- イチロー選手は、日々の努力の積み重ねにより獲得した、卓越した打撃技術はもちろん、故障しない強靱な肉体と精神力によって、日米のプロ野球の第一線で長年活躍することにつながっている。

強靱性の反対語は「脆弱性」。例えば...



- 脆弱な生態系とは、環境要因（例えば温暖化）などの影響を受けやすい生態系のこと。
- 情報セキュリティ分野の脆弱性とは、システム、ネットワーク、アプリケーション、又は関連するプロトコルのセキュリティを損なうような、情報漏えいなどにつながる可能性がある弱点やエラーのこと。
- 日本近海のプレート運動は、島弧に強いゆがみを与え世界でも有数の地震多発帯、火山活動多発帯といった自然災害の場を形成し、また地殻の上昇も加わって、非常に脆弱な地盤をもつ日本列島を作り上げている。

強靱な国土、経済社会システムとは何ですか？

強靱な国土、経済社会システムとは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつこと。

国土強靱化の基本目標

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧復興

国土強靱化の基本的考え方

災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なる。大地震等の発生度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図る、といった「事後対策」の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、**平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要**である。東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、**国土政策・産業政策も含めた総合的な対応**を、いわば「**国家百年の大計**」の**国づくり**として、千年の時をも見据えながら行っていくことが必要である。

いかなる災害等が発生しようとも、

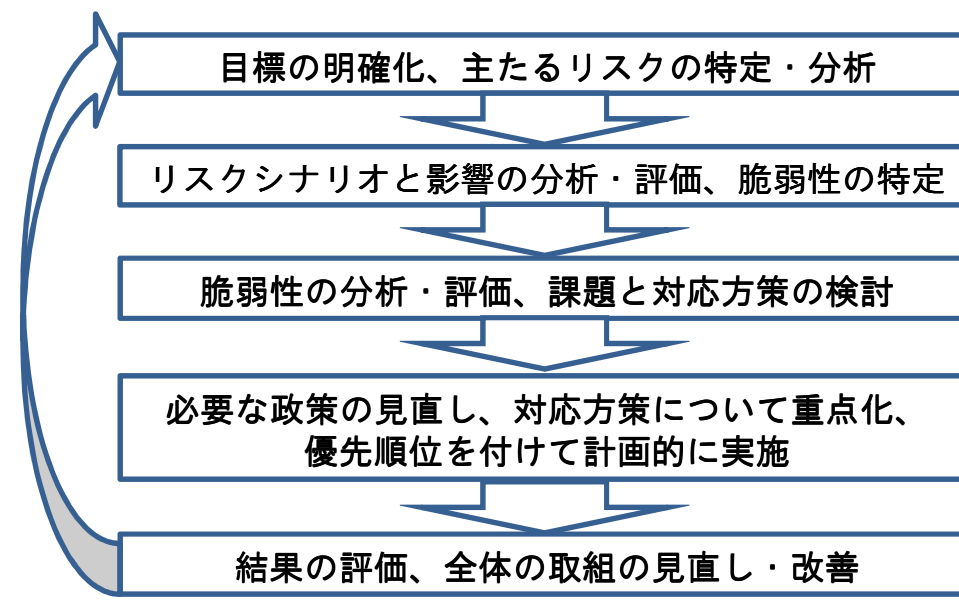
- ① **人命の保護**が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が**致命的な障害を受けず維持される**こと
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る**被害の最小化**
- ④ **迅速な復旧復興**

を**基本目標**として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「**国土強靱化**」（**ナショナル・レジリエンス**）を推進することとする。

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等の**ハード対策**と訓練・防災教育等の**ソフト対策**を**適切に組み合わせ**て効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- 人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、**施策の重点化を図る**こと。

強靱化の推進による新規市場の創出や投資の拡大等によって国の成長戦略に寄与することで、**我が国の経済成長の一翼を担い**、国際競争力の向上、国際的な信頼の獲得をもたらすものである。

国土強靱化は国家のリスクマネジメント PDCAサイクルによる国全体の強靱化の取組の推進



国土強靱化

基本計画

防災基本計画

国土形成計画
(国土利用計画)

〇〇省防災業務計画

教育振興基本計画

科学技術基本計画

...

エネルギー基本計画

環境基本計画

森林・林業基本計画

...

食料・農業・農村基本計画

社会資本整備重点計画

総合物流施策大綱

I 背景と経緯概観

II 国土強靱化の基本的考え方

III 国土強靱化基本法と法律に基づく実施状況

IV 国土強靱化基本計画等

V 今後の展開

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法 概要

平成25年12月11日施行

基本理念

国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならないこと。

基本方針

- ・人命の保護が最大限に図られること。
- ・国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。
- ・国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ・迅速な復旧復興に資すること。
- ・施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。
- ・取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わせられることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ・財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

施策の策定・実施の方針

- ・既存社会資本の有効活用等により、費用の縮減を図ること。
- ・施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。
- ・民間の資金の積極的な活用を図ること。
- ・大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこと。
- ・人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。
- ・科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

国土強靱化基本計画の策定

※国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化基本計画を定めること。

○策定手続

◆案の作成(推進本部)

- ※ 都道府県、市町村等の意見聴取
- ※ 透明性を確保しつつ、公共性、客観性、公平性及び合理性を勘案して、施策の優先順位を定め、その重点化を図る。

◆閣議決定

○記載事項

- ・対象とする施策分野
- ・施策策定に係る基本的指針
- ・その他施策の総合的・計画的推進のために必要な事項

評価結果に
基づき策定

脆弱性評価の結果の
検証

調和

指針となる

国の他の計画(国土強靱化基本計画を基本とする)

国による施策の実施※内閣総理大臣による関係行政機関の長に対する必要な勧告

脆弱性評価の実施

※ 国土強靱化基本計画の案の作成に当たり、推進本部が実施。

- ・推進本部が指針を作成。
- ・最悪の事態を想定し、総合的・客観的に行う。
- ・関係行政機関の協力を得て実施。

国土強靱化地域計画の策定

※ 国土強靱化に係る都道府県・市町村の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化地域計画を定めることができる。
[都道府県・市町村が作成]

指針となる

都道府県・市町村の他の計画

都道府県・市町村による施策の実施

国土強靱化推進本部の設置

※ 国土強靱化に関する施策の総合的・計画的推進のため、内閣に、国土強靱化推進本部を設置。
【本部長】内閣総理大臣 【副本部長】内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、国土交通大臣 【本部員】他の国務大臣
※ 本部は、関係行政機関の長等に対し、資料提出その他の必要な協力を求めることができる。

その他

- 国土強靱化の推進を担う組織の在り方に関する検討
- 国民及び諸外国の理解の増進

国土強靱化推進本部

所掌事務

- 1 国土強靱化基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 2 関係行政機関が国土強靱化基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。
- 3 1及び2のほか、国土強靱化に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

構成員

本部長	内閣総理大臣
副本部長	内閣官房長官
	国土強靱化担当大臣
	国土交通大臣
本部員	本部長及び副本部長以外のすべての 国務大臣

開催実績

- ①H25.12.17 ○「国土強靱化政策大綱」の決定
○「脆弱性の評価の指針」の決定
- ②H26.4.25 ○大規模自然災害等に対する脆弱性評価について
○地方公共団体及び民間団体からの意見聴取について
- ③H26.6.3 ○「国土強靱化基本計画（案）」の決定
○「国土強靱化アクションプラン2014」の決定



大規模自然災害等に対する脆弱性の評価について（概要）

ぜい脆弱性評価とは、我が国の大規模自然災害等に対する脆弱性を調査し、評価するいわば国土の健康診断であり、効率的・効果的な国土強靱化を進める上で必要不可欠なプロセス

「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の指針」（平成25年12月 国土強靱化推進本部決定）で記載している事項

（1）評価の方法

- 国土強靱化に関する「施策分野」ごとに評価
- 「起きてはならない最悪の事態」を設定し、これに対する施策について横断的な評価
- 投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても評価
- 施策の進捗を把握するため、出来る限り定量的に評価を実施

（2）評価の前提となる事項

① 想定するリスク： 大規模自然災害

② 施策分野：12の個別施策分野と3の横断的分野

個別施策分野：行政機能／警察・消防等、住宅・都市、保健医療・福祉、エネルギー、金融、情報通信、産業構造、交通・物流、農林水産、国土保全、環境、土地利用（国土利用）

横断的分野： リスク・コミュニケーション、老朽化対策、研究開発

③ 目標と起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標：1)最大限の人命保護、2)迅速な救助・救急、医療活動等、3)行政機能の確保、
4)情報通信機能の確保、5)経済活動の機能不全の防止、6)電気、ガス、上下水道等の確保、
7)二次災害の発生防止、8)迅速な再建・回復

起きてはならない最悪の事態：45の事態

※ それぞれの「起きてはならない最悪の事態」を回避（リスクの一部低減を含む。）するための施策群をプログラムという

45のプログラムと15の重点化すべきプログラム

※黄色マーカー：15の重点化すべきプログラム関係

事前に備えるべき目標		プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態	事前に備えるべき目標		プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1)大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1)サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		1-2)不特定多数が集まる施設の倒壊・火災			5-2)社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		1-3)広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生			5-3)コンビニート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		1-4)異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水			5-4)海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
		1-5)大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態			5-5)太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止
		1-6)情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生			5-6)複数空港の同時被災
					5-7)金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1)被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	5-8)食料等の安定供給の停滞
		2-2)多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生			6-1)電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		2-3)自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足			6-2)上水道等の長期間にわたる供給停止
		2-4)救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶			6-3)污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		2-5)想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足			6-4)地域交通ネットワークが分断する事態
		2-6)医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			6-5)異常渇水等により用水の供給の途絶
		2-7)被災地における疫病・感染症等の大規模発生			
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1)矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1)市街地での大規模火災の発生
		3-2)信号機の全面停止等による重大交通事故の多発			7-2)海上・臨海部の広域複合災害の発生
		3-3)首都圏での中央官庁機能の機能不全			7-3)沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		3-4)地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下			7-4)ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
					7-5)有害物質の大規模拡散・流出
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1)電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-6)農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		4-2)郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態			7-7)風評被害等による国家経済等への甚大な影響
		4-3)テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態			8-1)大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
					8-2)道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
					8-3)地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
					8-4)新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
					8-5)広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価のイメージ

＜各省庁が実施している施策をダブルチェック＞

- 「起きてはならない最悪の事態」を踏まえたチェック ⇒ 施策の偏り、各省間連携
- 平時の政策の見直しにつなげる ⇒ 「国土強靱化」(レジリエンス)概念を各種政策へ反映
⇒ 他の計画(国土形成計画、防災基本計画、環境基本計画、社会資本整備重点計画等)の指針

施策分野(12分野)

行政機能／警察・消防等、住宅・都市施設、保健医療・福祉、エネルギー、金融、情報通信、産業構造、交通・物流、農林水産、国土保全、環境、土地利用(国土利用)

起きてはならない最悪の事態

(現状では十分な対応が困難であると判断される事態。45件)

(例)

- ・情報伝達の不備等による多数の死傷者の発生
- ・サプライチェーンの分断による国際競争力低下

→ これらを回避する各省庁の施策パッケージ = プログラム

A: プログラムの評価

…起きてはならない最悪の事態に対して何が不足しているか
→ 緊急に取るべき対策を明らかに

関係府省庁の取組

B: 施策分野ごとの評価

→ 施策分野ごとの計画等の見直しへ

Bを統合して

政府全体の
強靱化の取組方針へ

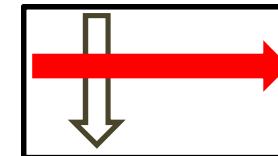
今回の脆弱性評価の特徴

	平成25年4月指針	平成25年12月指針
リスク	自然災害全般 / 規模や発生場所等を特定せず	同左
リスクシナリオ	45の起きてはならない最悪の事態	同左
評価の対象	各府省庁が実施している施策の有無で評価を実施	各府省庁が実施している施策の有無及び <u>その達成度も含め評価を実施</u>
進捗管理	実施せず	【個別指標】 - 各プログラムの個別施策ごとに指標を設定し、個別施策の達成度の把握、進捗管理 → <u>プログラム内での重点化・優先順位づけに活用</u> 【重要業績指標（KPI：Key Performance Indicator）（代表指標）】 - プログラムごとにそのプログラムを代表する施策に関する指標を1～7選定し、<u>プログラムごとの達成度イメージの把握、進捗確認にも活用</u>
特徴	我が国の施策全体を俯瞰 ^{ふくかん} することができ、不十分な部分を特定することができるが、施策の進捗管理ができない	施策全体を俯瞰 ^{ふくかん} し、不十分な部分を特定できることに加え、指標の設定により、現状の達成度の把握及び個別施策ごと、プログラムごとの進捗を管理できる

➤ 今回の脆弱性評価で設定された指標について整理すると以下のように分類される。

- ① 施策の性質が、一定の水準を常に確保すべきものであり、その水準を満たすことが目標となるもの（＝指標値100%）
（例）広域的災害発生時の応援体制の確保 等 ※ただし、計画期間内においても随時見直しを図り、対応能力を向上させる
- ② 整備等を進めるに従い、指標値も上がっていくもの
- ③ 施策の性質が、指標の設定になじまないもの、もしくは未調査のため実態を把握できていない等で設定できないもの
（例）ガイドライン、マニュアルの策定※ただし、計画期間内においても随時見直しを図り、質を向上させる

プログラムごとの脆弱性評価の例



○起きてはならない最悪の事態：情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

行政機能/警察・消防等分野	住宅・都市施設	保健医療・福祉	エネルギー	金融	情報通信	産業構造	交通・物流	農林水産	国土保全	環境	土地利用(国土利用)
○気象、地震・津波、火山に対する防災情報の高度化と適時・的確な発表	○Jアラートの自動起動機等の整備等による住民に対する災害情報の迅速かつ確実な伝達	○災害時要援護者対策、避難所の運営状況等に関する取組状況調査			○電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準への適合性を維持するための自己確認制度	○民間企業及び企業間/企業体/業界等におけるBCPの策定促進及びBCMの普及推進	○外国人旅行者に対する災害情報の迅速かつ確実な伝達	○農村における地域コミュニティの維持・活性化や自立的な防災・復旧活動の体制整備の推進	○津波予報等に貢献するGNSS情報提供システムの開発・構築		
	○災害時における官民連携した災害関連情報収集・提供のためのシステム整備				○自治体から住民へより確実に災害情報を伝達できる情報通信基盤の整備		○GPS波浪計の情報伝達の信頼性向上	○農村における想定被害情報の共有による避難計画の精度の向上	○津波・高潮ハザードマップ作成の推進		
	○エネルギー・産業基盤の災害対応力の強化				○難聴対策としてのラジオ中継局の整備の推進		○港湾における津波避難対策の実施	○農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進	○地下水等総合観測施設の整備		
	○地域における防災基盤等の整備				○通信衛星の開発		○一元的な災害情報提供	○荒地等における治山施設の整備	○ITを活用した災害時の情報収集・提供		
...	...				...		...		...		

◎ 各施策の達成度※(%) = 現状の実績値 ÷ 現状の目標値 × 100

※ 各施策の達成度は、現状の目標に対する現状の実績値を評価したものである

■ 施策の性質が一定の水準を常に確保すべきもの(=目標値100%)

■ 51～99%

■ 1～50%

■ 0%(新規施策)

■ 施策の性質が指標の設定になじまないもの、未調査のため実態を把握できないもの

プログラムごとの脆弱性評価の結果

- 市町村におけるJアラートの自動起動機の整備(整備率93%(H25))や防災行政無線のデジタル化の推進、公共情報コモンズの加入促進、ラジオ放送局の難聴対策、旅行者に対する情報提供の着手、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、地方公共団体や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する必要がある。
- 民間事業者等との連携による自動車のプローブ情報等を活用した被害状況の早期把握やGPS 波浪計・海域の地震津波観測網・GNSS情報提供システムによる地震関連情報の提供、電子防災情報システム等の整備等、IT も活用して情報収集手段の多様化・確実化が図られてきているが、地震の規模等の提供に300 分(H24) 要するなどしているため、それぞれの施策について更なる促進・推進を図る必要がある。
- 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供の主要な主体である地方公共団体の人員・体制を整備する必要がある。
- 発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する必要がある。

(重要業績指標)

【総務】全国瞬時警報システム(J-ALERT)自動起動装置の整備率 93%(H25) 【総務】公共情報コモンズの都道府県の導入状況 32%(H25)

【総務】AM 放送局(親局)に係る難聴対策としての中継局整備率 0%(H25) 【国交】地震の規模等の提供に要する時間 300 分(H24)

【国交】外国人旅行者に対する災害情報の伝達に関する自治体向けの指針の周知 0 市町村(H25)

【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 5,229 台(H24)

プログラムの重要業績指標 KPIについて

各プログラムに登録されている施策の指標の中から、プログラムと直接関連しているか、施策を説明するのに妥当か、継続的な計測がし易いかといった点を考慮し、重要業績指標 KPIとして選定

○ 代表的なプログラムの重要業績指標 KPI

プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態	重要業績指標 KPI (Key Performance Indicator)
1-1)大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	○住宅・建築物の耐震化率 住宅:約79%(H20)/建築物:約80%(H20)
	○市街地等の幹線道路の無電柱化率 15%(H24)
	○首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率 91%(H24)
	○大規模盛土造成地マップ公表率 約4%(H25)
	○防災対策のための計画に基づく取組みに着手した地下街の割合 0%(H25)
1-3)広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	○地震時に著しく危険な密集市街地の解消面積 0ha(H23)
	○緊急地震速報の精度向上(震度の予想誤差が±1階級におさまる割合) 79%(H24)
	○防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率 49%(H23)
	○東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化) 約31%(H24)
	○最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 14%(H24)
1-4)異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	○津波防災情報図の整備 20%(H25)
	○東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率 約33%(H24)
	○人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する河川の整備率 約74%(H24)
	○洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 62%(H24)
1-5)大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態	○下水道による都市浸水対策達成率 約55%(H24)
	○内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 31%(H24)
	○土砂災害から保全される人家戸数 約108万戸(H24)
	○周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数 55千集落(H25)
	○社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率(重要交通網に係る箇所) 約47%(H24)
1-6)情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	○ダム等極めて重要な農業水利施設のレベル2地震動に対応した耐震設計・照査の実施割合 4割(H24)
	○決壊すると多大な影響を与えるため池のうち、ハザードマップ等ソフト対策を実施した割合 3割(H24)
	○具体的で実践的な避難計画の策定率(火山) 13%(H24)
	○全国瞬時警報システム(J-ALERT)自動起動装置の整備率 93%(H25)
	○公共情報コモンズの都道府県の導入状況 32%(H25)
2-1)被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	○停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 5,229台(H24)
	○地震の規模等の提供に要する時間 300分(H24)
	○外国人旅行者に対する災害情報の伝達に関する自治体向けの指針の周知 0市町村(H25)
	○AM放送局(親局)に係る難聴対策としての中継局整備率 0%(H25)
	○応急用食料の充足率 100%(H24)
	○大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口カバー率 59%(H24)
	○低圧本支管延長に占めるポリエチレン管等高い耐震性を有する導管の割合(全国) 81%(H24)
	○上水道の基幹管路の耐震適合率 34%(H24)
	○避難所となりうる施設への石油製品貯槽の配備率 31%(H25)
	○広域的支援物資輸送訓練実施箇所率 33%(H25)
	○多様な物流事業者からなる協議会等の設置地域率 0%(H25)

指標の現状の達成度に応じ色分け

■ 施策の性質が一定の水準を常に確保すべきもの(=指標値100%) ■ 51~99% ■ 1~50% ■ 0%(新規)

※ 各施策の達成度は、現状の目標に対する現状の実績値を評価したもの

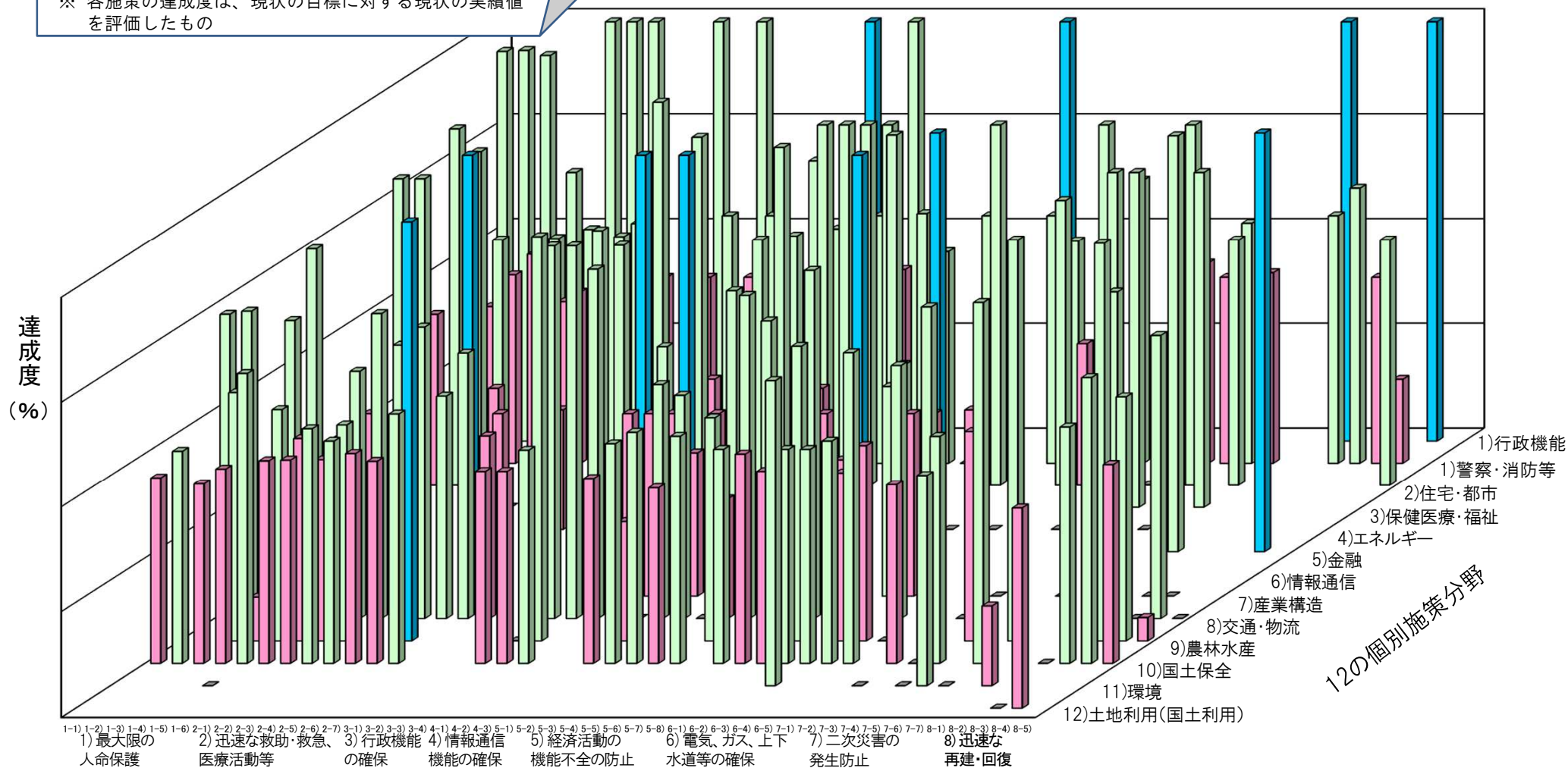
※※ KPIについては、精度の向上等、内容の向上を図るべく継続的に見直し

プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態	重要業績指標 KPI (Key Performance Indicator)
2－3)自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○緊急消防援助隊の増強 4,600隊(H25)
	○リエゾン協定締結率 93%(H25)
	○都道府県警察本部及び警察署の耐震化率 82%(H24)
	○消防救急無線のデジタル化整備済団体の割合 31%(H25)
	○停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 5,229台(H24)
	○災害警備訓練施設の設置 0%(H25)
	○災害対処能力の向上に資する装備品の整備率 0%(H25)
3－3)首都圏での中央官庁機能の機能不全	○業務継続のために必要な発電用燃料の充足度(各府省庁が1週間程度の燃料を備蓄していること) 3日分程度(H24)
	○政府全体の業務継続計画に基づく各府省庁の業務継続計画の改定状況 0府省庁(H25)
	○各府省庁の業務継続計画の評価状況 0府省庁(H25)
4－1)電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	○事業用電気通信設備規則(総務省令)の適合 100%(H24)
	○無線中継所リンク回線の高度化の達成率 54%(H25)
	○デジタル無線機の整備進捗率 94%(H25)
5－1)サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	○大企業及び中堅企業のBCPの策定割合 大企業:45.8%(H23)/中堅企業:20.8%(H23)
	○特定流通業務施設における広域的な物資拠点の選定率 28%(H25)
	○航路啓開計画が策定されている緊急確保航路の割合 0%(H24)
5－2)社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	○災害時石油供給連携計画の訓練の実施率 100%(H25)
	○訓練目的の達成率 100%(H25)
	○石油精製・元売会社におけるバックアップ体制を盛り込んだBCPの策定率 0%(H24)
	○全都道府県における防災訓練等の人材育成事業の実施 0%(H25)
5－5)太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止	○道路斜面等の要対策箇所の対策率 60%(H24)
	○首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率 91%(H24)
	○代替性確保のための道路ネットワークの整備 約47%(H23)
	○社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率(重要交通網に係る箇所) 約47%(H24)
5－8)食料等の安定供給の停滞	○国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾における港湾の事業継続計画(港湾BCP)が策定されている港湾の割合 3%(H24)
	○国が造成した基幹的農業水利施設における機能保全計画策定割合 6割(H24)
	○陸揚岸壁が耐震化された流通拠点漁港の割合 32%(H24)
	○食品産業事業者等における連携・協力体制の構築割合 24%(H24)
	○農道橋(延長15m以上)・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施割合 2割(H25)
	○湛水被害等のリスクを軽減する農地面積 2.1万ha(H24)
6－1)電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	○石油製品の備蓄目標達成率 95%(H25)
	○非常用3点セット(非常用発電機、非常用情報通信システム、ドラム缶石油充填出荷設備)導入割合 38%(H24)
	○国家備蓄石油ガスの備蓄量 46%(H24)
	○製油所の耐震強化等の進捗状況 0%(H24)
	○製油所が存在する港湾における、関係者との連携による製油所を考慮した港湾の事業継続計画(港湾BCP)策定率 0%(H24)
	○緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に定めるエネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の登録目標の達成 0部隊(H25)
7－6)農地・森林等の荒廃による被害の拡大	○市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林等に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合 74%(H25)
	○周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数 55千集落(H25)

現状の目標に対する達成度のイメージ

- 施策の性質が一定の水準を常に確保すべきもの(=指標値100%)
 - 51～99%
 - 1～50%
 - 施策の性質が指標の設定になじまないもの
- ※ 各施策の達成度は、現状の目標に対する現状の実績値を評価したもの

◎ 各プログラム、各個別施策分野に含まれる個別施策の達成度を単純平均しイメージ化



45の起きてはならない最悪の事態
(8の事前に備えるべき目標)

脆弱性評価結果のポイント

1. 重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせが必要

防災・減災等に資する国土強靱化施策については、いまだ道半ばの段階にあるものが多い。これまでの想定を超える災害を経験し、実施主体の能力や財源に限りがあることを踏まえると、国土強靱化施策をその目標（人命を守る、被害を最小限にする、重要施設が致命傷を負わない、早期に復旧復興を行う）に照らして、できるだけ早期に高水準なものとするためには、施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

代表的なプログラム：1-3)、1-4)、1-5)、7-6) 代表的な施策分野：住宅・都市、国土保全

2. 代替性・冗長性等の確保が必要

いかなる災害等にも対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言えない。特に、行政、エネルギー、金融、情報通信、交通・物流等の分野においては、システム等が一旦途絶えたと、その影響は甚大であり、バックアップ施設/システムの整備等により、代替性・冗長性等を確保する必要がある。

代表的なプログラム：3-3)、4-1)、5-5)、6-1) 代表的な施策分野：行政機能、エネルギー、金融、情報通信、交通・物流

3. 地方公共団体・民間等との連携が必要

個々の施策の実施主体は、国だけでなく、地方公共団体、民間事業者、NPO、国民など多岐にわたる。国以外の実施主体が効率的、効果的に施策を実施するためには、強靱化を担う人材の育成など地方公共団体等における組織体制の強化及び市町村に対する適切な支援が必要不可欠であるとともに、各実施主体との徹底した情報提供・共有や各主体間の連携が必要不可欠である。

代表的なプログラム：1-1)、1-6)、2-1)、3-4)、4-1)、5-1)、5-2)、5-7)、5-8) 施策分野：全分野

次期脆弱性評価に向けての課題と対応方針について

課題 1 地方公共団体及び民間事業者等が独自に行っている取り組みを十分に反映できていない可能性

現状

- 各府省庁が実施している施策を通じて、地方公共団体及び民間事業者等の取り組みを把握
- 地方公共団体及び経済団体等からの意見聴取を通じて、地方公共団体及び民間事業者等の取り組みを把握



次期脆弱性評価

国土強靱化に密接に関連する企業（指定公共機関等）や団体へのアンケート調査等の各府省庁と連携した実施、強靱化関連インフラに関するデータベース整備及び評価への反映手法等について今後検討

課題2

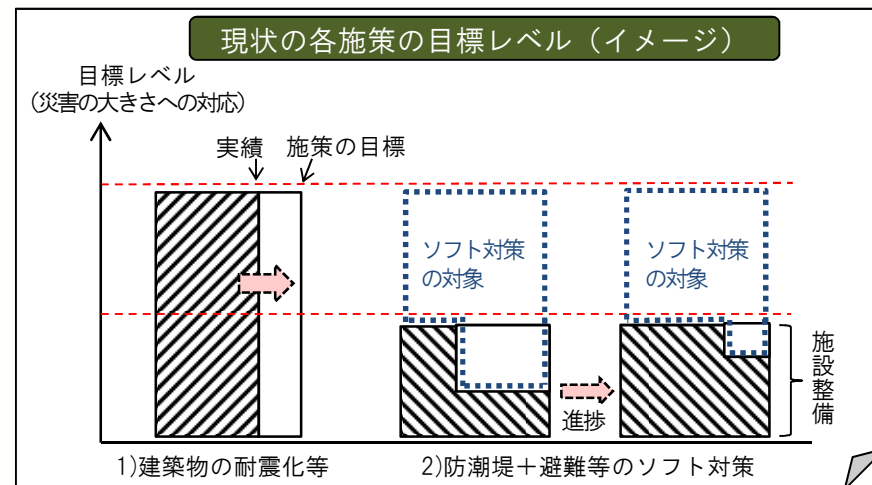
「低頻度大規模災害」というリスクを設定しているものの、具体的な個別事象や統一的な災害のレベルを設定していないため、現状の目標が達成されたとしても、国土強靱化は達成していない可能性

現状

財政制約の存在のもと、個々の施策に応じた現行の目標を前提に評価

施策の種類によって効率的な災害の大きさの目標レベルが異なること

- 1) 建築物の耐震化等の施策は、段階的に対応レベルを上げることは非現実的であり、個々の施設においては、一度に最終目標レベル(大規模の地震動で倒壊・崩壊しない)まで対応することが効率的。
- 2) 防潮堤の高さ等の施策は、いわゆるL2までの高さにすることは経済性、環境・景観への影響を考慮すると現実的ではないため、発生する可能性の高い、いわゆるL1までの高さの施設整備と、効率的な避難等のソフト施策を組み合わせることが必要。
- 3) 施設整備と組み合わせて効果を発揮するソフト対策は、施設整備の進捗に伴い、対策の対象も変化するため、現在の状況を前提として評価。



次期脆弱性評価

- ・ 個別事象をリスクとして具体化
- ・ 個別事象、施策等の特性に応じた国土強靱化としての目標レベル及びリスクシナリオを設定
- ・ 起こりやすさ、影響の大きさを踏まえた優先順位について今後検討

※ 基本目標によって有効な施策が異なることに留意が必要

基本目標	「Ⅰ. 人命の保護が最大限図られる」	→ 施設整備と避難等のソフト施策の組み合わせが有効 施設整備と代替性の確保が有効
	「Ⅱ. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される」	
	「Ⅲ. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」	
	「Ⅳ. 迅速な復旧復興」	

I 背景と経緯概観

II 国土強靱化の基本的考え方

III 国土強靱化基本法と法律に基づく実施状況

IV 国土強靱化基本計画等

V 今後の展開

国土強靱化に関わる計画の構成について

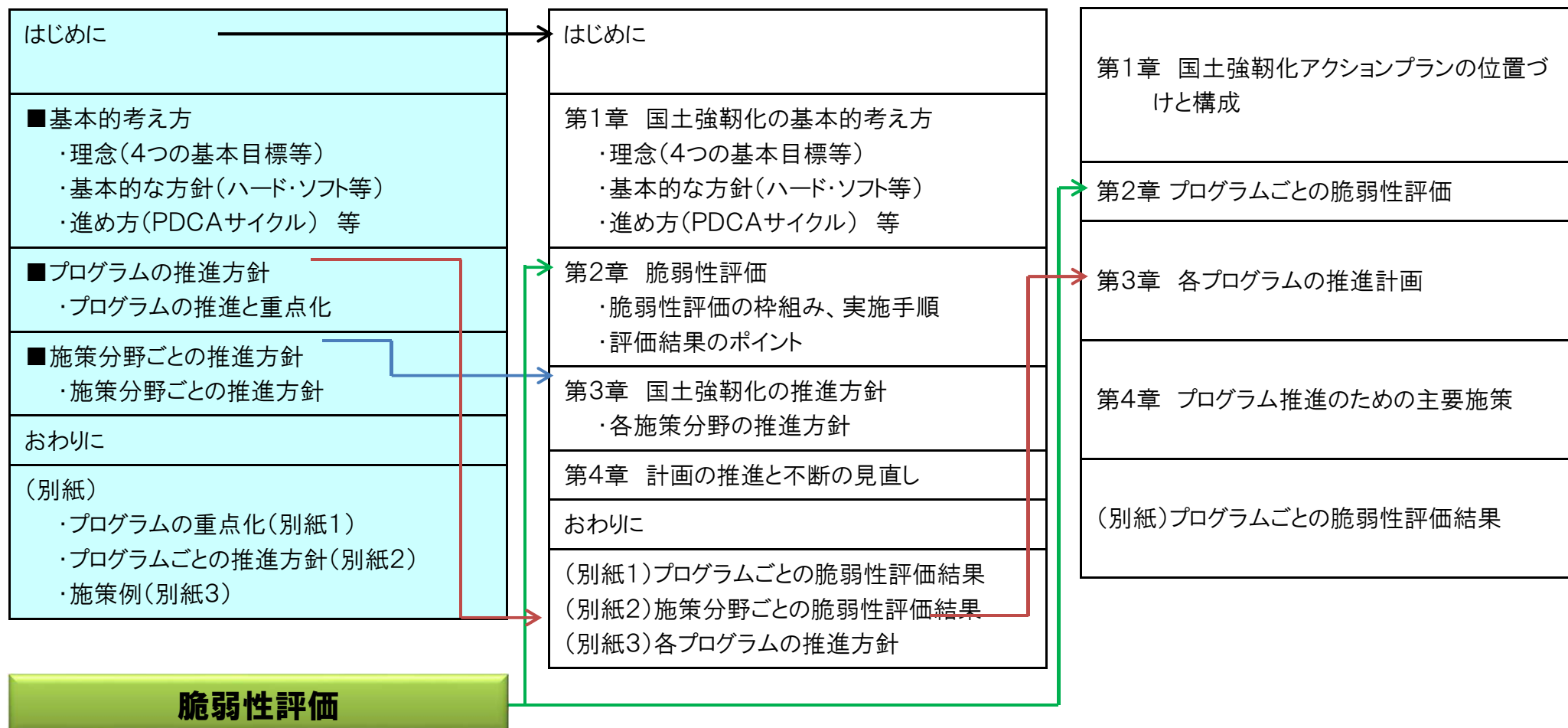
政策大綱(推進本部決定)

基本計画(閣議決定)

アクションプラン(推進本部決定)

5年以内ごとに見直し、他の計画に反映

毎年度見直し、次年度予算等に反映



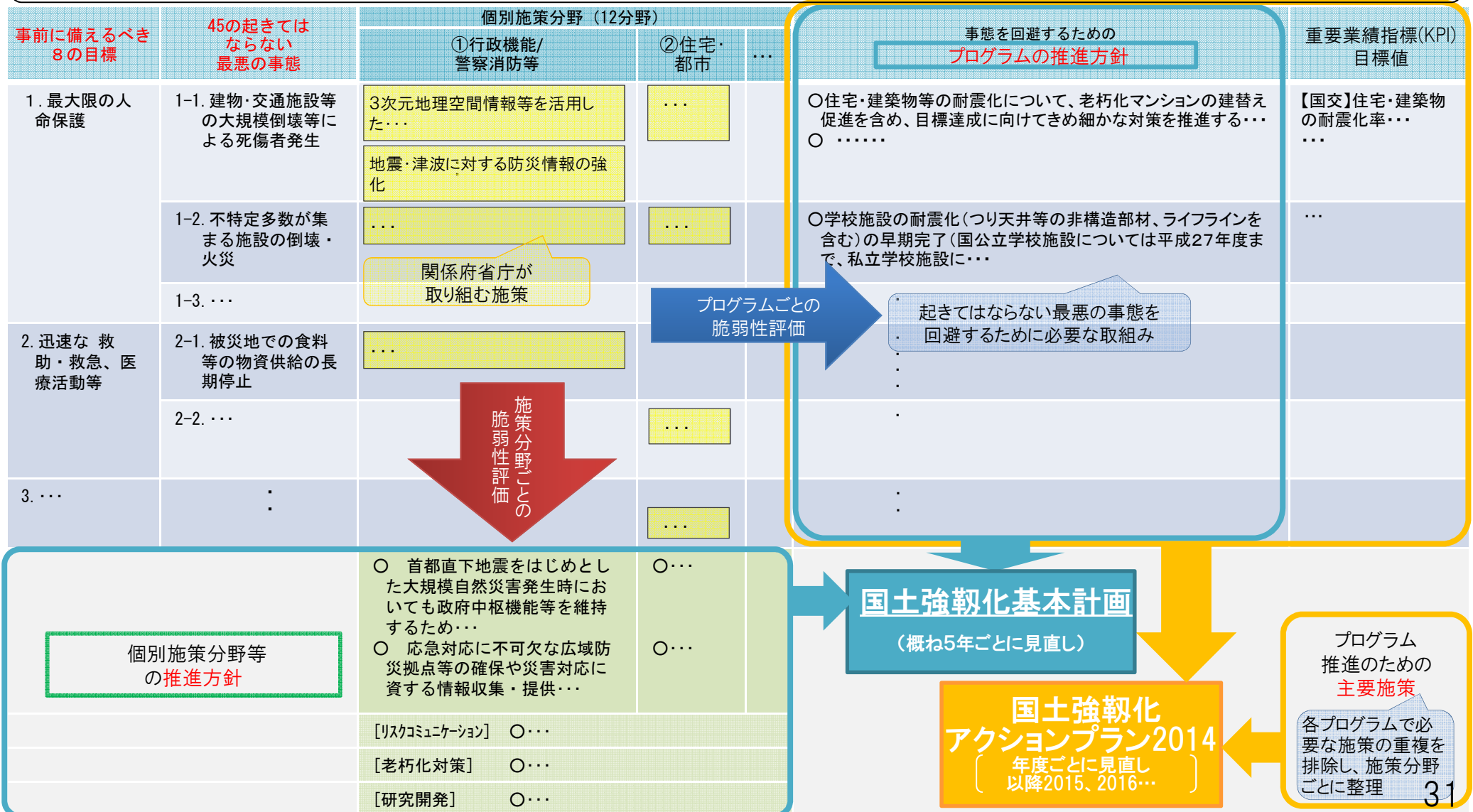
脆弱性評価と基本計画・アクションプランの関係

国土強靱化基本計画

- ・法定計画、閣議決定、概ね5年ごとに見直し
- ・国の他の計画の見直し、施策の推進に反映
- ・施策分野ごと及び最悪の事態を回避するプログラムごとの推進方針を記載

国土強靱化アクションプラン2014

- ・国土強靱化推進本部決定、毎年度策定
- ・プログラムの進捗管理、毎年度の施策の検討に活用
- ・最悪の事態を回避するプログラムごとの推進計画(KPI目標値を含む)及び主要施策を記載



国土強靱化基本計画について

- 国土強靱化基本法第10条に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるもの(アンブレラ計画)
- 脆弱性評価結果を踏まえた、施策分野ごと及びプログラムごとの推進方針を定める

●国土強靱化の基本的考え方(第1章)

〔理念〕

- 国土強靱化の基本目標
 - ①人命の保護
 - ②国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ④迅速な復旧復興
- 災害時でも機能不全に陥らない経済社会システムを平時から確保し、国の経済成長の一翼を担う

〔基本的な方針等〕

- 依然として進展する東京一極集中からの脱却、「自律・分散・協調」型の国土の形成
- 施策の重点化、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ
- 既存社会資本の有効活用等による費用の縮減
- PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用
- PDCAサイクルの繰り返しによるマネジメント等

〔特に配慮すべき事項〕

- オリンピック・パラリンピックに向けた対策等

●脆弱性評価(第2章) 略

●国土強靱化の推進方針(第3章) ～施策分野ごとの推進方針～

【行政機能／警察・消防等分野】

- ・政府全体の業務継続計画を踏まえた対策の推進等

【住宅・都市分野】

- ・密集市街地の火災対策、住宅・学校等の耐震化、建築物の長周期地震動対策等

【保健医療・福祉分野】

- ・資機材、人材を含む医療資源の適切な配分を通じた広域的な連携体制の構築等

【エネルギー分野】

- ・エネルギー供給設備の災害対応力、地域間の相互融通能力の強化等

【金融分野】

- ・金融システムのバックアップ機能の確保、金融機関横断的な合同訓練の実施等

【情報通信分野】

- ・情報通信システムの長期電力供給停止等に対する対策の早期実施等

【産業構造分野】

- ・企業連携型BCP/BCMの構築促進等

【交通・物流分野】

- ・交通・物流施設の耐災害性の向上等

【農林水産分野】

- ・農林水産業に係る生産基盤等のハード対策や流通・加工段階のBCP/BCM構築等ソフト対策の実施等

【国土保全分野】

- ・防災施設の整備等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な対策等

【環境分野】

- ・災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を可能とする廃棄物処理システムの構築等

【土地利用(国土利用)分野】

- ・多重性・代替性を高めるための日本海側と太平洋側の連携等

【リスクコミュニケーション分野】

- ・国や自治体、国民や事業者等の自発的取組促進のための双方向コミュニケーション、教育、訓練等

【老朽化対策分野】

- ・長寿命化計画に基づく、メンテナンスサイクルの構築等

【研究開発分野】

- ・自然災害・老朽化対策に資する優れた技術の研究開発、普及、活用促進等

●計画の推進と不断の見直し(第4章)

- 今後、国土強靱化に係る国の他の計画について必要な見直しを行いながら計画を推進
- 概ね5年ごとに計画内容の見直し、それ以前においても必要に応じて所要の変更

- 起きてはならない最悪の事態を回避するプログラムの推進計画(※)を毎年度の国土強靱化アクションプランとして推進本部が策定。これにより施策やプログラムの進捗管理及び重要業績指標等による定量的評価を実施。

(※)プログラムごとの推進方針(略)に重要業績指標(KPI)を加えて作成

- 重点化すべき15プログラムを重点的に推進

国土強靱化基本計画における個別施策分野の推進方針

(1)行政機能／警察・消防等（行政機能）

- 首都直下地震をはじめとした大規模自然災害発生時においても政府中枢機能等を維持するため、政府全体の業務継続計画を踏まえ、各府省庁の業務継続計画を、実効性を高めるための訓練や評価を実施しつつ、不断に見直す。また、それを踏まえ、官庁施設の耐震化、物資の備蓄、電力等の確保、代替機能の確保、通信経路やネットワーク拠点の二重化、各種データのバックアップ体制の整備等の対策を推進するとともに、必要に応じて更なる対策を各府省庁連携して実施する。その際、大規模自然災害発生時に優先すべき業務やそれぞれの業務の相互依存性、業務の補完体制や災害時に最低限必要な人員の確保等について再検討する。【内閣府(防災)、その他関係府省庁】
- 応急対応に不可欠な広域防災拠点等の確保や災害対応に資する情報収集・提供の高度化等により災害対応力を強化する。また、被災者情報の取扱いについて検討する。【内閣府(防災)、その他関係府省庁】
- 地方公共団体において、政府及び各府省庁の取組を踏まえた業務継続計画の策定及び見直し、実効性向上のための取組の促進等により業務継続体制を強化する。また、災害対応力を高めるための人材育成、地方公共団体間及び関係機関等との相互補完・連携体制の構築を行うとともに、地方公共団体、とりわけ絶対的な人員不足が懸念される体制の脆弱な地方公共団体に対する支援を、非常時のみならず平時から継続的に実施し、地方公共団体の体制強化を図る。【内閣府(防災)、その他関係府省庁】

国土強靱化基本計画における個別施策分野の推進方針

(1)行政機能／警察・消防等（警察・消防等）

- 警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の活動の拠点施設・経路等の耐災害性を強化する。また、救助・救急活動や啓開等に必要航空機、船舶、車両、通信資機材等の装備資機材や防災情報等について、共通の通信手段の充実や民間情報の活用等に配慮しつつ、整備・高度化を推進する。【内閣府(防災)、警察庁、総務省、国土交通省、防衛省】
- 警察災害派遣隊、緊急消防援助隊(エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)含む)、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)、海上保安庁機動防除隊、初動対処部隊(FAST-Force)等の体制強化を図るとともに、防災訓練を含む各種訓練について、計画段階から関係機関で連携を図りつつ、合同訓練やより災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練等を実施する。また、民間事業者等との連携を強化するとともに、地域防災力の中核である消防団の体制・装備・訓練の充実強化、及び水防団・自主防災組織等についての啓発活動の実施や社会の変化に応じた見直し等により、地域防災力の充実強化を図る。【内閣府(防災)、警察庁、総務省、農林水産省、国土交通省、防衛省】
- 国全体として総合的に災害対応を行う連携・調整体制を、中央官庁、地方公共団体、警察・消防・自衛隊・海上保安庁等がそれぞれの対応力の強化を図りながら構築するとともに、災害緊急事態の布告時における対処基本方針に基づく指揮監督の在り方に関する検討を行う。また、東日本大震災における米軍のトモダチ作戦等の経験を踏まえ、海外からの応援部隊等の受入れに必要な事前調整、出入国審査等の体制を整備する。【内閣官房、内閣府(防災)、警察庁、総務省、法務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、防衛省】

国土強靱化基本計画における個別施策分野の推進方針

(2)住宅・都市

- 密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、中古住宅の建物評価改善等によるリフォームや耐震性に優れた木造建築物の建設等を促進する。このため、地方公共団体等への支援策や税制の活用、規制的手法の活用、CLT(直交集成板)を含む新工法や伝統的構法等の研究開発・基準の策定・普及、合同訓練などにより、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて実施する。また、国民向けのわかりやすい広報、啓発を積極的に展開することにより、住宅、建築物の建替えや改修を誘発する効果的な取組を推進する。【文部科学省、国土交通省】
- 超高層建築物等について、東日本大震災の教訓を踏まえ、長周期地震動に対する安全対策を進めるとともに、大規模盛土造成地における地盤情報の共有、地下空間等の防災対策を推進する。また、複合的な施設における統括防火・防災管理者による避難誘導や合同訓練等を通じて、災害対応力を向上させる。【総務省、文部科学省、国土交通省】
- ライフライン(電気、ガス、上下水道、通信)の管路や施設の耐震化、電気火災防止のために自動的に電力供給を停止する取組等による耐災害性の強化、各家庭・地方公共団体等における飲料水等の備蓄、代替機能の確保を図る。その際、まとまりのある区画単位を基本として実施することに留意する。また、事業者におけるBCP/BCMの構築を促進することにより、迅速な復旧に資する減災対策を進める。【内閣府(防災)、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】
- 災害時の的確な情報提供、業務・商業地域における地区としての業務継続の取組、大都市の主要駅周辺等における帰宅困難者・避難者等の安全を確保するための取組について官民が連携して推進する。帰宅困難者対策については、主要駅周辺等における普及、促進を図るとともに、公共・民間建築物の一時滞在施設としての活用について事前の情報共有、訓練等を通じた対策を強化する。また、一時滞在施設や避難所となる施設について、耐震化、備蓄の充実、代替水源・エネルギーの確保等により防災機能を強化するとともに、円滑な避難・帰宅のための交通施設等の耐災害性の着実な向上を図る。【内閣官房、内閣府(防災)、文部科学省、国土交通省、その他関係府省庁】
- 関係機関が連携して津波に強いまちづくりを促進するとともに、都市部における高齢化の進展を見据え、災害時にも高齢者が徒歩で生活し、自立できるようなコンパクトなまちづくりを進める。【国土交通省】

国土強靱化基本計画における個別施策分野の推進方針

(3)保健医療・福祉

- 広域的かつ大規模な災害の場合、負傷者が大量に発生し、応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、災害時のみならず平時の視点も見据えた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討する。【厚生労働省】
- 医療・福祉施設の耐震化、南海トラフ地震における浸水予想区域からの移転促進、医療・福祉機能を支える情報通信・非常用発電・代替水源の確保、水・食糧等の備蓄等により防災・減災機能を強化し事業継続性を確保する。また、資機材、人材を含む医療資源の適切な配分を通じた広域的な連携体制の構築により、大量に発生する被災者等が必要なサービスを受けられるよう、災害に強い保健医療、福祉機能の強化に向けた取組を推進する。【厚生労働省】
- 大規模自然災害発生時に医療体制が絶対的に不足する事態を回避するため、医療救護の中心的役割を担う災害派遣医療チーム(DMAT)を養成するための研修、チーム間の組織的連携を含めた訓練の充実、災害拠点病院等への配置を推進する。また、急性期の災害派遣活動後に必要となる現地の医療ニーズを把握して医療資源を適切に配分、調整する仕組みを含む全国的な支援体制を構築する。【厚生労働省】
- 都道府県における総合的な防災の拠点となる施設において、重症患者を含めた患者の受入れが可能となるよう、診療ユニット(医療モジュール等)について平時活用を含め検討する。また、救護所を設置する市町村や災害拠点病院等地域の医療機関に必要な資機材を配備するとともに、地域における医療に関する各種講習を充実させること等により、医療機能や医療関係者の絶対的な不足を回避するための取組を推進する。さらに、患者及び医薬品等の搬送ルートの耐災害性の向上を図るとともに早期啓開や医療物資物流の迅速な再開が可能となるよう、医療機関と交通・物流関係者との連携を強化する。【内閣府(防災)、厚生労働省、国土交通省、防衛省】
- 災害の発生による感染症の発生やまん延を防止するため、感染症法に基づく消毒や害虫駆除等を実施するほか、予防接種法に基づく予防接種を実施する。【厚生労働省】
- 平時から保健医療・介護の連携を推進することにより、地域包括ケアシステムの構築を進め、高齢者がコミュニティの活動に参加する環境を整備し、コミュニティの災害対応力を強化する。【厚生労働省】
- 災害時において高齢者、障害者等の災害弱者に対する緊急支援を図るため、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークを構築する。【厚生労働省】

国土強靱化基本計画における個別施策分野の推進方針

(4)エネルギー

- 我が国の大規模エネルギー供給拠点は太平洋側に集中しており、南海トラフ地震や首都直下地震により供給能力が大きく損なわれるおそれがあるため、個々の設備等の災害対応力や地域内でのエネルギー自給力、地域間の相互融通能力を強化するとともに、エネルギーの供給側と需要側の双方において、その相互補完性・一体性を踏まえたハード対策とソフト対策の両面からの総合的な対策を講じることにより、エネルギーサプライチェーン全体の強靱化を図る。【関係府省庁】
- 製油所の緊急入出荷能力の強化や、石油製品、石油ガスの国家備蓄量の確保に向けた取組を推進するなど、大規模被災時にあっても必要なエネルギーの供給量を確保できるよう努めるとともに、被災後の供給量には限界が生じることを前提に供給先の優先順位の考え方を事前に整理する。また、減少している末端供給能力(サービスステーション等)の維持・強化、各家庭や公共施設、学校、医療施設等における自家発電設備の導入、燃料の備蓄量の確保等を促進する。【経済産業省、国土交通省、その他関係府省庁】
- 石油コンビナート等のエネルギー供給施設、高圧ガス設備の損壊は、エネルギー供給の途絶のみならず、大規模な火災や環境汚染等に拡大するおそれがあるため、その耐災害性の向上及び防災体制の強化を図る。【総務省、経済産業省、国土交通省、その他関係府省庁】
- コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー、水素エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進するとともに、スマートコミュニティの形成を目指す。また、農山漁村にあるバイオマス、水、土地等の資源を活用した再生可能エネルギーの導入を推進する。【農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】
- エネルギー輸送に係る陸上・海上交通基盤、輸送体制の災害対応力を強化する。また、非常時の迅速な輸送経路啓開に向けて関係機関の連携等により必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための情報共有や輸送協力、諸手続の改善等を検討する。【経済産業省、国土交通省、その他関係府省庁】
- 供給側における企業連携型のBCP/BCM構築の持続的な推進を図るとともに、サプライチェーンの確保も念頭に置いた関係機関による合同訓練を実施し、応急復旧に必要な資機材・燃料・人材等の迅速な確保などBCP/BCMの実効性を高める。また、PDCAサイクルにより一層の機能強化や技術開発を推進する。【警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省、防衛省、その他関係府省庁】
- エネルギー全体としての需給構造の強靱化を目指し、中長期のエネルギー需給の動向や国内外の情勢、沿岸部災害リスクも踏まえ、電力・天然ガス等の地域間の相互融通を可能とする全国のエネルギーインフラや輸配送ネットワークの重点的対策や、電源の地域分散化の促進、メタンハイドレートの商業化の実現に向けた調査・研究開発の推進や熱活用等による国産エネルギーの確保を含む国内外の供給源の多角化・多様化に取り組む。【経済産業省】

国土強靱化基本計画における個別施策分野の推進方針

(5)金融

- 複合的な大規模自然災害を含む様々な自然災害発生時にも、関係府省庁と協力の上、金融機関等において決済、現金供給機能を確実に継続するとともに、政府・中央銀行において正確かつ迅速な情報の収集・発信を行う。これらの措置により金融秩序を維持し、日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減するとともに、システムック・リスク等の金融危機の回避を図る。【金融庁、財務省、その他関係府省庁】
- 金融サービスが確実に提供されるように、金融機関における建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、関係機関と連携した災害時の情報通信機能・電源等の確保を図るとともに、BCP/BCM構築の促進・向上を図る。特に、首都地域には重要な金融決済機能が集中しており、代替拠点の確保など首都直下地震による影響を最小化するための取組を重点的に推進する。さらに、中央銀行についてはマクロの金融秩序を維持する重要な役割を担っていることを踏まえた対策を進める。【金融庁、その他関係府省庁】
- 政府・中央銀行を含む関係機関で横断的な合同訓練を実施するとともに、その結果を対策に反映することで、BCP/BCMの実効性の一層の向上、ノウハウの蓄積、人材の育成、関係金融機関の連携等を促進する。その際、金融システム全体にわたる脆弱性を洗い出すため、金融機能の複数拠点の同時被災、人材(基幹要員)の不足、電源・交通インフラの長期途絶等の様々な危機的事態を想定する。【金融庁】

国土強靱化基本計画における個別施策分野の推進方針

(6)情報通信

- 情報通信分野に係る社会インフラの相互依存性を前提として、バランスの取れた「自律・分散・協調・統合運用」の仕組みを構築するため、情報通信に係る相互依存関係の見える化を図る。また、これまで想定されていなかった長期電力供給停止等に対する情報通信システムの脆弱性の評価とその結果に基づく対策を早期に実施する。【内閣府(防災)、警察庁、金融庁、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省】
- 災害関連情報について、地理空間情報(G空間情報)やICTの活用等により、官・民からの多様な収集手段を確保するとともに、全ての国民が正確な情報を確実に入手できるよう、共同利用等も考慮した公共情報コモンズや公衆無線LAN等の多様な提供手段を確保する。また、非常時の情報伝達手段の確保方策として、官・民が保有する情報通信インフラの相互連携等について検討する。さらに、ラジオ放送局等の難聴・災害対策を推進する。【内閣府(防災)、警察庁、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省】
- 地域全体の災害対策を着実に推進するとともに、電力及び通信施設/ネットワークそのものの耐災害性を向上させる。また、予備電源装置・燃料備蓄設備等の整備により、情報通信施設・設備等の充実強化を図る。【内閣府(防災)、警察庁、金融庁、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省】
- センサー・画像情報等のICTを積極的に活用した社会インフラの情報収集・分析システムを構築し、効率的な老朽化対策や維持管理を早期に実現するとともに、災害時の避難誘導等への活用を図る。あわせて、社会インフラの各種情報等を活用した災害対策及び維持管理技術を向上させるために必要な研究開発や規制の見直し等を行う。【警察庁、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省】

国土強靱化基本計画における個別施策分野の推進方針

(7)産業構造

- 複雑化しているサプライチェーンについて、企業価値や取引関係に配慮しつつ、その見える化に努め、特定の工場・事業所等への中核部素材の生産の集中といった課題を踏まえ、製造ライン等の内部設備を含む産業設備の耐災害性の向上のための取組を促進する。また、産業及びサプライチェーンを支えるエネルギー供給、工業用水道、物流基盤等の災害対応力を強化する。さらに、各企業等の事業継続の観点から、サプライチェーンの複線化、部品の代替性の確保、加えて工場・事業所等の分散・移転など代替性を確立する方策の検討を促進し、災害に強い産業構造を構築する。【経済産業省、国土交通省】
- 各企業に対し、産業活動の継続に必要な災害時の非常用電源設備の確保に努めるよう促すとともに、大企業と中小企業等が協調して、自家発電設備、燃料備蓄・調達等を関係企業や地域内で融通する仕組みの構築を促進する。その際、迅速な復旧・復興に向けて、常時通電が必要な業種・工程等に配慮する。【経済産業省】
- 国際的な分業が一層発達し、グローバル・サプライチェーンの動きが深化している状況を踏まえ、個別企業のBCP/BCMの構築に加え、民間企業や経済団体等が連携した、海外の生産拠点を含めたサプライチェーンや被災地外の活動も念頭に置いたグループBCP/BCMや業界BCP/BCMの構築、災害に強いインフラ整備等に向けた調査・研究を促進する。【内閣府(防災)、経済産業省、その他関係府省庁】
- 各企業等におけるBCP/BCMの構築の促進に向けて、国際規格の動向も見据えつつ、共通ガイドラインの改訂や、必要に応じて各業種・業態にあわせた策定マニュアル等の作成を推進するとともに、その普及啓発を行う。【内閣府(防災)、経済産業省、その他関係府省庁】
- ハード対策と並行し、BCP/BCMの実効性の確保・定着に向け、事業継続の仕組み及び能力を評価する枠組み作りや、継続的な教育・訓練等を通じた企業内の人材確保・育成に努めるとともに、PDCAサイクル等によりBCP/BCMの改善を図る。また、例えば復旧・復興を担う建設業等における技能労働者等の高齢化の進展等といった人材不足の課題を踏まえ、人材の確保・育成に向けた取組、環境づくりを進める。【経済産業省、国土交通省、その他関係府省庁】
- 各企業のBCP/BCMの実効性の一層の向上等を図るため、地方ブロックごとに関係府省庁及びその地方支分部局、地方公共団体、経済団体等が連携して地方強靱化BCP(仮称)を策定する。【内閣府(防災)、金融庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省、その他関係府省庁】

国土強靱化基本計画における個別施策分野の推進方針

(8)交通・物流

- 地域の災害特性に応じて、交通・物流施設の耐災害性の向上を図る。特に、人流・物流の大動脈及び拠点、中枢管理機能の集積している大都市の交通ネットワークについては、地震・津波、浸水等地域の災害特性に応じた備えを早期に講じる。その際、ハード対策である施設整備のみならず、陸・海・空路の交通管制等の高度化や訓練の強化、研究開発の推進などソフト対策の充実を図る。また、取組へのインセンティブとなるよう、各施設管理者が行う施設の耐災害性向上の進捗状況を公表する仕組みの構築について検討する。【警察庁、文部科学省、国土交通省】
- 我が国の経済を支える人流・物流の大動脈及び拠点については、大規模自然災害により分断、機能停止する可能性を前提に、広域的、狭域的な視点から代替輸送ルートを早期に確保する。特に、我が国の経済社会を支える東西大動脈の代替輸送ルートの輸送モード相互の連携・代替性の確保に向けて、その超高速性により国土構造の変革をもたらす国家的見地に立ったプロジェクトである「リニア中央新幹線」に関しては、建設主体であるJR東海が、国、地方公共団体等と連携・協力しつつ、整備を推進する。あわせて、新東名高速道路をはじめとする高速道路ネットワークの着実な整備を図ることとする。【国土交通省】
- 代替輸送ルートの整備に当たっては、求められる容量及び機能を見極め、必要なハード対策を行うほか、災害等発生後速やかに代替輸送が機能するよう、交通事業者間の連携強化、企業連携型BCP策定を含めたBCP/BCMの充実、訓練などソフト対策の備えを交通・物流事業者等は万全にしておく。【農林水産省、国土交通省】
- それぞれの交通基盤、輸送機関が早期に啓開、復旧、運行(運航)再開できるよう、人材、資機材の充実を含めて災害対応力を強化する。また、様々な事態に適切に対応して必要な人員・物資等を円滑に被災地に供給できるよう、啓開・復旧・輸送等に係る施設管理者、民間事業者等の間の情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、無電柱化等の対策を推進する。【国土交通省】

国土強靱化基本計画における個別施策分野の推進方針

(9)農林水産

- 広域にわたる大規模自然災害の発生に際して、被災直後における被災地への応急食料等の供給を確保するのみではなく、それ以降における全国的な食料等の生産・加工・流通を確保し、食料等の安定供給機能をシステムとして維持するため、脆弱性を評価し、農林水産業に係る生産基盤等のハード対策や、流通・加工段階のBCP/BCM構築、食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、地方公共団体等による連携・協力体制の拡大及び定着等のソフト対策を実施することにより、一連のサプライチェーンの災害対応力を強化する。【農林水産省、国土交通省】
- 自然災害が近年頻発していることに加え、地球温暖化等による災害の発生リスクの高まりが懸念されることを踏まえ、農山漁村における人命・財産の保護、二次被害の防止・軽減を考慮に入れた施設や森林の整備、漁港・漁村の防災機能の強化、ため池のハザードマップの作成・周知、施設管理者のBCP作成など、ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を関係機関が連携して強化する。【農林水産省、国土交通省】
- 地域コミュニティ等との連携を図りつつ、地域に根ざした植生の活用など、自然との共生の視点も含めた、農山漁村における農業・林業等の生産活動を持続し、6次産業化等により地域資源の活用を図り、農地・森林等を適切に保全管理することを通じて、農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させる。その際、人口の減少や高齢化等が進行していることから地域コミュニティ等による地域資源の保全管理や自立的な防災・復旧活動の機能を最大限活用できるようにするとともに、適切な間伐を推進しつつ、地域で生産される木材の積極的な利用及び土木・建築分野におけるCLT（直交集成板）等の木材を利用するための工法の技術開発等に努める。【農林水産省、環境省、その他関係府省庁】

国土強靱化基本計画における個別施策分野の推進方針

(10)国土保全

- 地震・津波、洪水・高潮、火山・土砂災害等の自然災害に対して、河川管理施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備や治山施設の整備等のハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、災害発生時の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。これにより、気候変動等の影響も踏まえ、計画規模を上回る、あるいは整備途上で発生する災害に対しても被害を最小化する。その際、水門等の自動化・遠隔操作化及び効果的な管理・運用や排水機場等の耐水化・耐震化等の既存施設の効率的な管理・活用、水力エネルギーの有効活用、地域コミュニティとの連携、自然との共生及び環境との調和等に配慮する。【農林水産省、経済産業省、国土交通省】
- 非破壊検査技術、ロボット技術、ICT等の活用や社会インフラのライフサイクル全般にわたる情報を高度化することにより、効率的・効果的なインフラの維持管理・更新システムを整備する。また、気象、地震・津波、火山噴火に関する観測・予測、GPSや地理空間情報を活用した国土監視、社会インフラの新技术等の研究開発を推進するとともに、災害・インフラ情報の共有プラットフォーム等を整備する。【総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】
- 国土保全を担う人材・コミュニティの確保・育成等の体制整備を推進するとともに、それらが可能となる社会・経済構造の構築を目指す。【農林水産省、国土交通省】

国土強靱化基本計画における個別施策分野の推進方針

(11)環境

- 海岸林、湿地等の自然生態系が有する非常時(防災・減災)及び平時の機能を評価し、各地域の特性に応じて、自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進する。【農林水産省、国土交通省、環境省】
- 自立稼働可能なごみ焼却場の老朽化対策とあわせた自家発電設備の設置等も含めた計画的な廃棄物処理施設の更新、広域的な処理体制の確保、災害廃棄物を仮置き等するためのストックヤードの整備、災害時に有効な資機材等の確保等を行うことにより、地域ごとに関係者が連携した災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を可能とする廃棄物処理システムの構築に向けた対策を推進するとともに、災害時においても汚水の適正処理を実施する体制を構築する。また、これらの実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成を図る。【環境省】
- 災害発生時における有害物質の排出・流出等により、環境汚染及び国民の健康被害が生じることがないように、有害物質の貯蔵状況等に関する情報共有、有害物質排出・流出時における監視・拡散防止等について、関係府省庁と地方公共団体が連携して的確に対応する体制を構築・維持する。【環境省、その他関係府省庁】

国土強靱化基本計画における個別施策分野の推進方針

(12)土地利用(国土利用)

- 各地域の主体性を確立すること等を通じて多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に対して粘り強くしなやかに対応できる国土づくりを進める必要がある。このような国土を形成することにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成につなげていく。【関係府省庁】
- 現在諸機能が集中している太平洋側だけでなく日本海側も重視し、日本海側と太平洋側の連携を図る国土づくりを進めるなど多重性・代替性を高めるとともに、国家・社会の諸機能が、その地域の自然災害の種類、頻度及び機能の重要性に応じて、適切に維持・確保できるよう、地域間・企業間等において、相互連携を深めつつ、機能が集積している地域の防災・減災対策も進めつつ、必要な機能の分担・バックアップを図る。【関係府省庁】
- 地域における自然災害の種類・頻度、地形地質条件等の特性を考慮し、施設そのものに対する被害の防止と土地利用に対する規制・誘導を柔軟に組み合わせ、復旧・復興段階をも事前に見据えた各種の検討と安全な地域づくりを行う。【内閣府(防災)、農林水産省、国土交通省、環境省】
- 大規模自然災害が発生した場合に必要な避難施設、救助機関の活動拠点のための用地や仮設住宅用地について、地方公共団体は、国や民間の協力を得つつ、あらかじめ確保するよう努める。また、被災前における緊急輸送路の整備等の防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査や登記所備付地図の作成により、地籍図等の整備を推進する。【内閣府(防災)、法務省、国土交通省、その他関係府省庁】
- 行政、住民、研究者等の中でのリスクコミュニケーション、人のつながり・絆・コミュニティの構築に努める。【関係府省庁】
- 過疎化・高齢化等によりコミュニティの機能が著しく低下している集落については、地域の意向を十分踏まえ、集落間の連携強化、集落の移転・再編など、地域としての機能の維持・強化に努める。また、災害により孤立する可能性がある集落においては、その規模に応じて、他地域からの応援がなくても対応できるよう備蓄等を促進し、孤立に強い集落づくりを進める。【内閣府(防災)、総務省、農林水産省、国土交通省】

国土強靱化基本計画における横断的分野の推進方針

(1) リスクコミュニケーション

- 自助、共助、公助の理念に基づく国や地方公共団体、国民や民間事業者等全ての関係者が参加した自発的な取組を双方向のコミュニケーションにより促進する。また、学校等における防災教育の充実を含め全ての世代が生涯にわたり国土強靱化に関する教育、訓練、啓発を受けることにより、リスクに強靱な経済社会を築き、被害を減少させる。【内閣府(防災)、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】
- リスクコミュニケーションを進める上で基本となる地域コミュニティにおいては、住民の社会的な関わりの増進及び地域力を強化することが女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、災害後の心のケアにつながることを重視し、必要な取組を推進する。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の後方支援等を含む主体的な活動を促進する。【内閣府(防災)、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】
- 政府が主体となり、学識者、地方公共団体、民間事業者等関係者が参加して、リスクコミュニケーションの取組の中核となる連絡協議会を設置・開催することや、国土強靱化に対する国民の意識を高めるためのコンテンツの開発やリスク情報のデータベース化等の情報の統合化を促進する。これらにより、住民・民間事業者を対象として、災害から得られた教訓・知識を正しく理解し実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成を支援する。【内閣府(防災)、総務省、文部科学省、国土交通省、その他関係府省庁】
- 国土強靱化に貢献する商品やサービス等が国民にわかるよう必要な普及啓発のための施策を推進することで、国土強靱化に関する各分野への民間投資を促す。【関係府省庁】

国土強靱化基本計画における横断的分野の推進方針

(2)老朽化対策

- 既存インフラの高齢化の割合が加速度的に増加するなど、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、インフラの維持管理・更新を確実に実施する。【関係府省庁】
- 施設諸元や老朽化の進展状況など維持管理に必要な情報確保に努めつつ、関係府省庁や地方公共団体は、インフラ長寿命化基本計画に基づく行動計画及び個別施設計画をロードマップに沿ってできるだけ早期に策定し、真に必要な各インフラにおける点検・診断・修繕・更新、情報の整備に係るメンテナンスサイクルを構築するとともにメンテナンスサイクルが円滑に回るよう所要の取組を実施する。【関係府省庁】
- 非破壊検査技術等の点検・診断技術、新材料研究や補修・補強技術等の新築・更新時の長寿命化技術など、新技術の開発・普及や分野横断的な活用・共有化等を推進する。【関係府省庁】
- 官民の連携・支援の下で、管理や更新等の現場を担う技術者の育成・配置、点検・診断に関する資格制度の確立、研究体制の強化など、国土強靱化の取組を支える体制を国、地方公共団体等の各段階で構築する。【関係府省庁】

国土強靱化基本計画における横断的分野の推進方針

(3)研究開発

- 教育・研究機関、民間事業者において優れた人材を育成するとともに、研究開発に対するインセンティブを導入して、全ての施策分野において国土強靱化に係るイノベーションを推進する。また、優れた技術の普及、活用を促すことで、頻発する自然災害や老朽化対策における技術的課題の解決に積極的に貢献する。【関係府省庁】
- 研究機関や民間事業者における国土強靱化に係る基礎技術から応用技術に至る幅広い分野の研究開発を促進する。その際、国土強靱化に係る研究開発の他目的への転用、他目的の研究開発の国土強靱化の各分野への活用を推進し、効率的・効果的な研究開発に努める。【関係府省庁】

国土強靱化アクションプラン2014の概要

平成26年6月3日
国土強靱化推進本部決定

国土強靱化アクションプラン2014について

- 毎年度**、施策の進捗を評価し、これを踏まえて取り組むべき方針を**アクションプランとしてとりまとめる**ことにより、基本計画を着実に推進するためのもの
- プログラムの進捗管理にあたっては**重要業績指標(KPI)等の具体的数値指標の目標を設定**し、施策の進捗を可能な限り定量的に評価
- プログラムごとの脆弱性評価の結果、これを踏まえた**プログラムごとの推進計画**(推進方針+KPI目標値)及び**主要施策**で構成

●プログラムの推進計画(抜粋)

起きてはならない 最悪の事態の例	推進計画の例	重要業績指標(KPI)の例
建物・交通施設等の大規模倒壊等による死傷者発生	・住宅・建築物等の耐震化 ・つり天井など非構造部材の耐震対策の推進	【国交】住宅・建築物の耐震化率 住宅：約79%(H20)→95%(H32) 建築物：約80%(H20)→90%(H27)
大規模津波等による多数の死者発生	・ハード対策の着実な推進とソフト対策を組み合わせた対策の推進	【国交・農水】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化) 約31%(H24)→約66%(H28) 【国交・農水】最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 14%(H24)→100%(H28)
異常気象等による市街地等の浸水	・河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備・機能強化、排水施設の整備等を推進 ・土地利用と一体となった減災対策や、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成支援	【国交】人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する河川の整備率 約74%(H24)→約76%(H28) 【国交】内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 31%(H24)→100%(H28)
サプライチェーンの寸断等による企業の国際競争力低下	・サプライチェーンを確保するための企業ごと・企業連携型BCPの策定	【内閣府】大企業及び中堅企業のBCPの策定割合 大企業：45.8%(H23)→ほぼ100%(H32) 中堅企業：20.8%(H23)→50%(H32)
社会経済活動に必要なエネルギー供給停止	・災害時石油供給連携計画、石油精製・元売各社におけるBCPの見直し	【経産】石油精製・元売会社におけるバックアップ体制を盛り込んだBCPの策定率 0%(H24)→100%(H26)
基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止	・交通施設の災害対応力を強化するための対策の推進	【国交】代替性確保のための道路ネットワークの整備 約47%(H23)→約50%(H28) 【国交】国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾における港湾BCPが策定されている港湾の割合 3%(H24)→100%(H28)
食料等の安定供給の停滞	・食品サプライチェーンを構成する事業者間による災害時連携・協力体制の構築	【農水】食品産業事業者等における連携・協力体制の構築割合 24%(H24)→50%(H29)

●プログラム推進のための主要施策 略

I 背景と経緯概観

II 国土強靱化の基本的考え方

III 国土強靱化基本法と法律に基づく実施状況

IV 国土強靱化基本計画等

V 今後の展開

国土強靱化の取組状況

国土強靱化の取組状況 (基本法施行後)

「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の指針」(平成25年12月17日国土強靱化推進本部決定)において、**目標を明らかにするとともに、「起きてはならない最悪の事態」を設定**



・上記指針に基づき、**脆弱性評価を実施(～平成26年4月)**
・その際、分析・評価については、**できる限り定量的に実施**
・プログラム(※)の達成度や進捗を把握するため
重要業績指標 KPIを設定



・6月3日に
「国土強靱化基本計画」、
「国土強靱化アクションプラン2014」、
「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を策定



⇒PDCAをスタートし、国土強靱化の本格的な取組の推進段階へ

国土強靱化の基本的な進め方 リスクマネジメントのPDCAサイクル

目標の明確化、主たるリスクの特定・分析



リスクシナリオと影響の分析・評価、脆弱性の特定



脆弱性の分析・評価、課題と対応方策の検討



必要な政策の見直し、対応方策について重点化、
優先順位を付けて計画的に実施



結果の評価、全体の取組の見直し・改善



※「プログラム」:「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群

国土強靱化基本計画の概要

- ・法定計画、閣議決定、**概ね5年ごとに見直し**
- ・国の他の計画の見直し、施策の推進に反映
- ・施策分野ごと及び最悪の事態を回避するプログラムごとの**推進方針**を記載

●国土強靱化の基本的考え方(第1章)

〔理念〕

- ①**人命の保護** ②国家・社会の重要な機能が**致命的な障害を受けず維持される**
 ③国民の財産及び公共施設に係る**被害の最小化** ④**迅速な復旧復興**

〔基本的な方針等〕

- PDCAサイクルの繰り返しによるマネジメント等

〔特に配慮すべき事項〕

- オリンピック・パラリンピックに向けた対策等

●国土強靱化の推進方針(第3章)～施策分野ごとの**推進方針**～

- (例)【産業構造分野】・企業連携型BCP/BCMの構築促進等
 【交通・物流分野】・交通・物流施設の耐災害性の向上等

●計画の推進と不断の見直し(第4章)

- 概ね5年ごとに計画内容の見直し、それ以前においても必要に応じて所要の変更**
 ○起きてはならない最悪の事態を回避するプログラムの推進計画を**毎年度の国土強靱化アクションプランとして推進本部が策定**。
 ○**重点化すべき15プログラム**を重点的に推進

国土強靱化アクションプラン2014の概要

- ・国土強靱化推進本部決定、**毎年度策定**
- ・プログラムの進捗管理、毎年度の施策の検討に活用
- ・最悪の事態を回避するプログラムごとの**推進計画**(推進方針及びKPI目標値)及び**主要施策**を記載

●プログラムの推進計画(例)

起きては ならない 最悪の事態の例	推進計画の例	重要業績指標(KPI)の例
大規模津波等による多数の死者発生	・ハード対策の着実な推進とソフト対策を組み合わせた対策の推進	【国交・農水】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化) 約31%(H24)→約66%(H28) 【国交・農水】最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 14%(H24)→100%(H28)
サプライチェーンの寸断等による企業の国際競争力低下	・サプライチェーンを確保するための企業ごと・企業連携型BCPの策定	【内閣府】大企業及び中堅企業のBCPの策定割合 大企業： 45.8%(H23)→ほぼ100%(H32) 中堅企業： 20.8%(H23)→50%(H32)

国土強靱化地域計画策定ガイドライン

- ・都道府県・市町村による**国土強靱化地域計画の円滑な策定に向けた指針**として作成
- ・地方においても、目標の明確化、リスクの特定、脆弱性評価、対応方策の検討、**重点化・優先順位付け**など、国の基本計画策定プロセスを踏襲して地域計画を策定し、PDCAサイクルを回しながら効率的・効果的に**国土強靱化施策を推進**するよう解説

国土強靱化地域計画策定ガイドラインの概要

国土強靱化地域計画策定ガイドラインについて

○国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本法第13条に基づき、都道府県又は市町村が定めることができる計画で、当該都道府県等の区域における国土強靱化に係る当該都道府県等の他の計画等の指針となるもの（アンブレラ計画）

ガイドラインの構成

はじめに

I 国土強靱化とは

1. 国土強靱化の理念
2. 国土強靱化を推進する上での基本的な方針等
3. 防災との違い
4. 基本的な進め方
5. ハード対策とソフト対策の組み合わせ
6. 民間、住民とともに主体的に行う取組

II 国土強靱化地域計画（地域強靱化計画）とは

1. 地域強靱化計画の位置付け
2. 基本計画との関係
3. 地域強靱化計画において定める内容
4. 策定主体
5. 計画の対象とする区域と取組
6. 他の計画との関係
7. 地方公共団体の地域強靱化計画間の調和について
8. 地域強靱化を計画的に推進する3つの主なメリット
9. 地域強靱化計画策定のスタンス

III 策定手順とそれぞれの策定手法

1. 策定体制の構築
2. 基本的な進め方
 - [STEP1] 地域を強靱化する上での目標の明確化
 - [STEP2] リスクシナリオ（最悪の事態）、強靱化施策分野の設定
 - [STEP3] 脆弱性の分析・評価、課題の検討
 - [STEP4] リスクへの対応方策の検討
 - [STEP5] 対応方策について重点化・優先順位付け

IV 計画の推進と不断の見直し

1. 他の計画等の必要な見直し
2. 計画の進捗管理
3. 計画の不断の見直し

V 国への相談等

国土強靱化基本計画 民間投資関連部分抜粋

第1章 国土強靱化の基本的考え方

4 特に配慮すべき事項

(民間投資の促進)

国土強靱化を実効あるものにするためにも、国、地方公共団体のみならず、民間事業者の主体的取組が極めて重要であり、官と民が適切に連携及び役割分担をして推進する必要がある。

また、国、地方公共団体の財政が逼迫(ひっ)迫している状況の中、国土強靱化の取組に対する民間事業者の資金、人材、技術、ノウハウ等の投入（以下「民間の投資」という。）を促進する必要がある。

ハード対策とソフト対策の両面からの総合的な国土強靱化の取組は、各分野における多様なニーズを生み出し、これが新たなイノベーションや更なる民間の投資の拡大をもたらすことにより、民間事業者の災害対応力の向上等を通じて、競争力の強化につながるなど、それ自体が我が国の持続的な経済成長に貢献することが期待できる。

このため、民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携（広報・普及啓発、協議会の設置等）により、国土強靱化に資する自主的な設備投資等（例えば、バックアップの施設やシステムの整備等）を促すとともに、PPP/PFIを活用したインフラ整備や老朽化対策等を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組み（例えば、認証制度、規制の見直し、税制の活用等）の具体化を着実に進める。

さらに、民間の投資の促進は、全国的な取組として広く展開されることも重要であり、地方公共団体はその重要性を理解し、地域の民間事業者と双方向でコミュニケーションが積極的に行われるよう、情報提供や啓発を行う。

国土強靱化の今後の展開

基本計画等の推進

1. 基本計画・アクションプランの推進

- 国の他の計画の見直し、重点化を踏まえた施策の推進
- PDCAサイクルを回しながら、プログラムを構成する施策を府省庁横断的に見直し、毎年度アクションプランを策定・予算要求。(KPIも随時見直し)
- ⇒ これらを踏まえ国土強靱化の取組をスパイラルアップ

2. 脆弱性評価の進化に向けた検討

- 地方公共団体・民間事業者が独自に行っている取組の反映
- 災害の個別事象をリスクとして特定化・地域ごとの災害の起こりやすさや被害の大きさ等を考慮したリスクシナリオの設定
- ⇒ 脆弱性評価の精度の向上・・・実施すべき施策をより明確に

→ 基本計画については概ね5年ごとに計画内容の見直しを行うとともに、それ以前においても必要に応じ所要の変更を加えるなど、計画の不断の見直し

地域の取組の促進

○地域計画の策定支援

- ・地域計画策定ガイドラインの周知
- ・地域計画策定モデル調査の実施

⇒ 国土強靱化地域計画の早期策定を促す

民間の取組の促進等

- 基本計画に示された指針等を踏まえ、国土強靱化に資する民間投資の環境整備に向けた検討、国内外への広報活動の実施 等



国、地方、民間が一体となって、国土強靱化を強力に推進